

<h1>控室</h1>	首都圏大学非常勤講師組合 TEL 045-201-3684(横浜地区労) FAX 03-6745-5622 URL: http://hijokin.web.fc2.com/ e-mail: union_daigaku_hijoukin@yahoo.co.jp	〒231-0062 横浜市中区桜木町 3-9 平和と労働会館 3F 郵便振替口座 00280-4-89943 首都圏 大学非常勤講師組合
-------------	--	---

本号の主な内容

- ◆神奈川大 任期制専任教員も無期転換(3面) ◆桜美林大 英語外注化延期(4面)

〔1〕

任期付き教員の2023年問題と 札幌大学事件の不当判決の衝撃

志田昇（首都圏大学非常勤講師組合委員長）



〔2〕 「教育に特化した大学」論によ

〔1〕 6年間の闘いで非常勤講師の雇 用はやや安定

今年度は、6年間にわたる当組合の闘いの結果、ほとんどの大学で非常勤講師の5年上限が撤回され、非常勤講師の非常勤講師の無期転換が進み、非常勤講師の雇止めは激減しました。例年、多い時には数十名の雇止めの相談があるのに、桜美林大学を除くと今年は数名に留まっています。また桜美林大学に関しても、個別の雇い止めやコマ減に関しては交渉中ですが、業務委託による大量雇い止めは阻止することができました。このように、非常勤講師の雇用はやや安定に向かっており、これは当組合をはじめとする全国の非常勤講師組合の共同の闘いの成果です。

その一方で、専任の教職員の労働条件の引き下げや、任期付き専任教員の雇用の不安定化が目立つようになりました。とくに任期付き専任のいわゆる「2023年問題」が焦点となっています。

る大学崩壊の進行

山梨学院大学では、「教育に特化した大学」を目指すとして、今後は専任教員の研究を業務としては評価しないことが宣言されています。これは、教育と研究を二本の柱とする大学の責任を完全に否定するものであり、大学崩壊の道です。山梨学院のように公然と宣言する大学はまだ少数ですが、少なからぬ大学が本音では、同じことを考えているように思われます。

（1）専任の待遇引き下げ（山梨学院など）又は労働強化（日大、東海大など）

教育に特化した大学では、専任教員の研究がどんなに素晴らしいものであっても大学での業務としては評価されないで、専任の教員は、賃金が大幅に引き下げられるか、責任担当講義数が増やされるかのどちらかになります。

実際、山梨学院では、専任教職員の一時金が大幅に引き下げられ、日本大学や

東海大学では、専任教員の担当講義数が増やされています。このようなやり方は、大学非常勤講師の雇止め・コマ減にもつながりかねないものです。

（2）業務委託化による教育の放棄（桜美林など）

大学崩壊のもう一つの現れは、ベネッセや語学学校に教育の一部を丸投げし、外注化を進めることです。これは、大学が教育さえも放棄することを意味し、非常勤講師の雇止めにも直結します。

（3）任期付き専任教員の急増と2023年問題

① 任期付き専任教員の急増——終身雇用専任教員の「少子高齢化」

既に大学の講義の約半分を占めている非常勤講師をこれ以上増やすことには大学設置基準上の制限があるため、増加は頭打ちになっています。その一方で、任期付き専任教員は急増しつつあります。現状でも、専任教員（常勤教員）の4分の1が任期付き（2018年5月20日『朝日新聞』）となっています。専任教員の退職後の新しい公募は任期付きの方が多いので、終身雇用の安定した専任教員は、高齢化し減少していくと思われま

② 任期付き激安専任教員の募集（学芸大など）。

最近話題となった学芸大の専任教員（特任教員）の公募では、年収で計算すると非常勤講師よりも安い待遇が提示されています（QRコード）。その公募内容は概略以下の通りです。

「専門領域——哲学・倫理学。職名——特任教授又は特任准教授又は特任講師。職務内容——学部生に対する講義のほか、卒論指導・修論指導。教室会議出席、



合宿研修引率、教育実習の連絡教員、学部の入試業務。

応募資格——博士の学位またはそれと同等の研究業績を有すること。任期1年間（更新の可能性あり）勤務条件——勤務時間1日8時間以内、1週当たり12時間以内、年間400時間以内。給与等4100円～6210円（時間給）」

要するに、特任教授・准教授でも、専任の業務を全て果たした上で、どんなに働いても、年収164万円～248万4000円以下ということになります。これは、週10コマ程度の非常勤講師の年収300万～360万円）をはるかに下回る水準です。

今後は、非常勤講師よりも安い賃金で任期付き専任教員を採用する大学が増加すると思われま

③ 任期付き教員の無期転換直前の雇止め

従来は、3年とか5年の任期が付いていても、有期契約のまま更新される場合が多かったが、2013年に労働契約法18条が施行されて、5年（例外として10年）継続勤務で、無期転換の申し込みができることになりました。任期付きの専任教員を無期転換して、終身雇用並みの待遇にした場合と、無期転換前に雇止めにして、新たに非常勤講師又は低賃金の任期付き専任教員を雇う場合では、生涯賃金で一人1億円程度の差が生じます。

そのため、無期転換を恐れて2013年から10年たつ2023年になる前に雇い止めする動きが強まりました。これが任期付き専任の2023年問題です。

〔3〕 2023年問題をめぐる二つの道

（1）札幌大学事件不当判決——7年

勤続の任期付き専任教員の雇止め 容認

任期付き専任の雇止めが増えている中で、今年の9月24日に札幌高等裁判所は、7年間勤務（2013年以降4年勤務）した任期付き専任教員（准教授）の雇止めを「裁量の自由の範囲」とする驚くべき判決を下しました。これでは、無期転換前の有期雇用労働者の期待権がほとんど無視されることになりかねません。

（2）神奈川県で画期的な成果

他方で、11月28日の団体交渉において、神奈川大は、首都圏大学非常勤講師組合と大学等教職員組合に対して5年を超えた任期付き教員の無期転換を認めることを約束しました。当面、当組合は、任期法適用について採用時に同意書をお互いに交わしていない場合には、5年で無期転換申込権が生じることに基づき各大学と交渉し、任期付き専任教員の無期雇用化に取り組めます。

神奈川県で任期制専任教員にも 10年ルール撤廃！

佐々木信吾（執行委員・神奈川県担当）

神奈川大は非常勤講師には労働契約法18条が定める通り、5年での無期転換を認めていたものの、任期付専任教員には任期法の10年ルールを適用していました。

首都圏大学非常勤講師組合（志田昇委員長）と大学等教職員組合（衣川清子委員長）は神奈川労連・横浜地区労の協力も得て、11月28日（木）に団交を行いました。要求項目は

（1）既に前年度に資格（5年）を得て、無期転換を申し込んでいた特任のAさんについて、無期転換したことを確認すること。

（2）他の任期制専任教員についても5年以上勤務している者は無期転換申込権を有していることを認めること。

の2点でした。

約束の17時の5分前から団交を開始したのですが、その回答は驚くべきものでした。

回答

（1）Aさんが無期転換していることを認める。

（2）特任教員、特別（助手・助教）についても、5年無期転換を認める。

今後新たに入職する特任教員らには、合意書を取った上で任期法適用を検討するそうですが、現時点の要求に対してはこれ以上ない満額回答であり、組合からは感謝を述べ、団交は「開始予定」の17時より前に終了しました。

そのごく短い中で、相手方理事が語った言葉が印象的でした。「入職時に合意書

を頂いていない方に任期法を適用することには無理があると判断した」そうです。やはりココがポイントなのですね。

慶應義塾や中央のように、一部の粘っている大学に教えてあげたいコメントです。

また、制度問題については大学も自主判断を盾に粘ることがありますが、有資格の個人が本当に無期転換を申し込んできたなら、押し返せないのだと理解できました。他にも波及させるべき、非常に有意義な成果でした。

桜美林大学 芸術文化学群の英語必修科目 全体の外注化により、非常勤講師の大量解雇か

今井 拓（書記長・桜美林大学担当）

桜美林大学のリベラルアーツ学群の英語専攻部門は、7月8日、町田キャンパスの英語科目を担当する非常勤講師に、芸術文化学群の英語必修科目の全体が2020年度から外注化され、非常勤講師が担当する科目数が大きく変動することを通知しました。芸術文化学群の英語必修科目は、通年72コマに及び、そのすべてを非常勤講師が担当しています。一人4コマ程度担当しているとすれば、非常勤講師の解雇や雇い止めが18名に及ぶことになる重大な事態でした。また、グローバル・コミュニケーション学群でも、4月に、英語科目の一部外注化が通知されていることも分かりました。首都圏大学非常勤講師組合（以下、非常勤講師組合という）と東京ゼネラルユニオン（以下東ゼン労組という）は、外注化と解雇、雇い止めをやめさせる為、加入して闘うことを非常勤講師たちに呼びかけ、外注化の通知以降、現時点までに、町田キャンパスの英語科目担当非常勤講師約50

名のうち、90%を超える者が両組合に加入しました。非常勤講師組合は、7月19日、東ゼン労組は、9月19日にそれぞれ桜美林大学へ団体交渉を申し入れ、非常勤講師の雇用の継続と収入の確保を求めました。

良好な労使関係や従来の団交ルールを一方的に覆し、外注化の推進に踏み込む

これまで、非常勤講師組合と桜美林大学は、契約年限の設定や大量の大幅コマ減に係る事案について、団体交渉を通じて解決し、それぞれ2011年と2012年に確認書を締結するなど、非常に良好な関係を築いてきました。ところが、今回については、当初の申し入れから2か月以上も団体交渉の開催が引き延ばされた上、9月24日の第1回団体交渉の当日になって、一方的に団体交渉への参加人数の制限を求め、組合側が納得しなかったことを口実に、席上から団交担当者が退席し、

桜美林大学は、非常勤講師組合との団体交渉を拒否するに至りました。また、東ゼン労組の第1回団交でも、第2回以降の団交時の使用言語について同労組が改善を求めていることを口実に、桜美林大学は、団交の開催日程を一方的に順延しました。

両組合は、桜美林大学の不当労働行為について労働委員会に提訴

正当な理由なく団体交渉の開催を拒否し、順延させたことに対して、東ゼン労組は10月28日、東京都労働委員会に、非常勤講師組合は10月29日、神奈川県労働委員会（以下神労委という）に、それぞれ不当労働行為救済申し立てを行い、10月29日、両労組と全労連神奈川県連・横浜地区労からも同席して、神奈川県庁で記者会見を行いました。

会見の様子はテレビ神奈川の夕方のニュース番組で放映され、地下鉄のテロップでも流れるなど、大きく報道されました。一大学の単なる団交拒否事件ではなく、英語教育の外注化に係り大量解雇が強行されかねない状況が生じていることが注目され、問題となったものです。

これまでの非常勤講師組合の活動の経験でも、解雇、雇い止め、コマ減事案で、具体的な通告がなされる以前の段階で、労働委員会に救済申立を行い、それがテレビ等で大きく取り上げられたことはありませんでした。これは、桜美林大学にとっても、想定外の状況であったと思われます。

11月14日、桜美林大学との団体交渉が実現。2020年度に解雇、雇い止め、コマ

減は発生しない

これらの報道を受けて、桜美林大学は11月14日、非常勤講師組合との団体交渉に応じました。（ただし、組合側団交参加人数の制限等のルールの一方的変更等の措置については、桜美林大学はいまだに固執しています。）

団体交渉では、冒頭にグローバル・コミュニケーション学群について、英語科目の半数程度の外注化が行われるが、職種転換や退職による非常勤講師の自然減により、2020年度に解雇、雇い止め、コマ減は発生しないとの見通しが示されました。

芸術文化学群の外部委託の導入は2021年度から・・・、しかし、違法性の疑いは濃厚

次に、芸術文化学群については、英語科目を2020年から外注化するとの通知は間違いであったとリベラルアーツ学群の英語専攻部門による通知を撤回、芸術文化学群の執行部で決定されていたのは、外部委託の2021年からの導入であったと説明しました。

組合側は、① 桜美林大学は、非常勤講師の雇用の継続や収入の安定化等に配慮してきており、今回についても誠実に対応すること、② 大学設置基準に照らし、外部委託講師への授業全体の丸投げは違法性が疑われるものであり、それに伴う解雇、雇い止めやコマ減は到底許されないこと、③ 無期転換した非常勤講師の解雇や収入減を避けることは法令上の義務であること、を指摘しました。また、大学教育の改革については、現場で教壇に

立っている教員の意見を踏まえて検討をすすめるべきであり、非常勤講師とよく話し合うべきである、との組合の立場を表明しました。

桜美林大学は、芸術文化学群の外注化でも解雇、雇い止め、コマ減が生じないよう努力することを約束

組合側の主張を受けて、桜美林大学は、この問題で雇い止めやコマ減など団体交渉の事案が発生しないよう努力することを約束しました。同時に、2021年から導入される外注化についても、必修科目72コマの全体でなく、現場の教員と話し合いを行いながら、例えば、さしあたり、全体の20%を対象とするなど、問題が生じた場合などに原状回復も可能となるよう徐々におこなってはどうか、という組合側の提案に対しても、検討すると約束しました。

団体交渉と労働委員会を活用し、外部委託問題の解決をめざします

今回の団体交渉における桜美林大学の回答により、さしあたり、2020年度の外注化は延期され、2021年度以降の外注化の具体的な進行について、今後の団体交渉で協議を行うことになりました。団交拒否の状態は解消され、大量解雇等の事態を回避する道筋もつきつつあります。非常勤講師組合と東ゼン労組の労働委員会への救済申し立て、及び共同記者会見でのアピールが功を奏したと言えます。

今後は、第2回団交で、個別事案化を回避するため、2021年度の外注化の具体的な規模等に踏み込み交渉することになります。また、12月24日に予定されている神労委、第1回調査日に向け、従来の団交ルールの確認を求めていくこととなります。桜美林大学の側の対応如何では、神労委での早期の和解により、この問題を解決することも展望できる状況です。

非常勤講師組合は東ゼン労組とも協力し、問題の解決へ向け引き続き奮闘していきます。

クリップボード

(1) 『控室』原稿を募集します

組合員であるか否かを問わず随時原稿を受けつけています。掲載段階での匿名はかまいませんが、連絡先は明記してください。原稿は題字横のメールアドレスまでお送りください。短い記事や通信は送信者に断りなく、匿名で掲載する場合があります。

(2) 『控室』を配布してくださる方を探しています

勤務先の講師室メールボックスなどに『控室』を配布してくださる方を探しています。お志のおありの方はぜひご連絡ください。講師控室に直送も可（送り先と部数をお知らせください）。